会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年4月1日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 0件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年4月15日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委員	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 0件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年5月13日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委員	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 1件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年5月20日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 0件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問0件 →合格0件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年6月3日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委員	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 0件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年6月17日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委員	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 1件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問4件 →合格4件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年7月15日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
 委	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 2件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

で
ことでは、これでは、これでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切
当係長、保
延長基づく

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年8月19日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 0件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問2件 →合格2件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年9月2日(火) 午後1時30分から2時30分まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委員	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保 健予防課感染症対策担当係長、 保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 1件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

人 **	
会議の名称	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会) 
開催日時	令和7年9月16日(火) 午後1時30分から2時30分まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委員	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課保健予防担当係長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
会議概要	議題(1) 1件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問1件 →合格1件 不合格0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問2件 →合格2件 不合格0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担 諮問3件 →合格3件 不合格0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当(03-3847-9476)

ム港のなか	市台机公市区域浏览总本协議人(外校划人)
	東京都台東区感染症診査協議会(結核部会)
開催日時	令和7年10月7日(火) 午後1時30分から2時まで
開催場所	台東保健所 研修室
議題	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 (2) 感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委員	7名(当日の出席数とは異なる)
区側出席者	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開(傍聴可) 部分公開(部分傍聴可) 非公開(傍聴不可)
傍 聴 者 数	_
	議題(1) 0件 意見なし 議題(2) ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 却下0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 却下0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 却下0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく 費用の負担
	諮問4件 →合格4件 却下0件